

平成27年3月18日

都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修について

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第32条第1項の規定に基づき、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第三十二条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する研修」（平成27年厚生労働省告示第49号）が本年3月9日付けで告示されたので通知します。

この告示の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第一 本告示の内容

医療介護総合確保推進法第14条の規定により、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）の一部が改正され、本年4月1日から、臨床検査技師は、医師又は歯科医師の具体的な指示を受けて、診療の補助として、以下の検体採取（以下単に「検体採取」という。）を業として行うことが可能となる。

- ① 鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為
- ② 表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）
- ③ 皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為

- ④ 鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為
- ⑤ 綿棒を用いて肛門から糞便を採取する行為

また、医療介護総合確保推進法附則第32条第1項において、平成27年4月1日において現に臨床検査技師の免許を受けている者及び同日前に臨床検査技師国家試験に合格した者であって同日後に臨床検査技師の免許を受けた者が検体採取を行おうとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣が指定する研修を受けなければならないこととされている。

本告示は、この「厚生労働大臣が指定する研修」として、検体採取に必要な知識及び技能を修得するための研修であって、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施するものを指定するものである。

第二 留意事項

- 1 当該研修における教育の内容は、別添の表に掲げる内容以上とし、同表に掲げる達成目標に到達する必要があること。
- 2 本告示の前に、既に、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が実施する研修であって、教育の内容が別添の表に掲げる内容以上であるものを受けている者については、同表の達成目標に到達していると一般社団法人日本臨床衛生検査技師会が認める場合には、再度、研修を受ける必要はないこと。
- 3 医療介護総合確保推進法附則第32条第1項において、研修の受講が義務付けられていない者であっても、臨床検査技師の養成課程において、検体採取に係る教育を受けていない臨床検査技師については、検体採取を行おうとするときは、医療安全の確保の観点から、あらかじめ、本告示で指定する研修を受ける必要があること。